

令和4年度処遇改善加算計画書について
(令和4年12月改定)

令和4年12月1日
NPO 法人そいる

1. 対象事業所
ーと

2. 対象職員
保育士、児童指導員、訪問支援員、児童発達支援管理責任者

3. 改善期間
令和4年4月～令和5年3月

4. 加算区分
加算Ⅰ・特定加算Ⅰ（令和4年12月より改定となりました）
ベースアップ等支援加算

5. 改善方法
【福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ】

4月に基本給の昇給

9月、3月に賞与として支給

【福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ】

※児童福祉領域での経験が10年以上ある保育士・児童指導員資格保持者が
対象

毎月の特定処遇改善加算手当として支給

9月、3月に賞与として支給

【福祉・介護職員等ベースアップ等支援】

加算総額の2/3以上は毎月の処遇改善手当として支給

9月、3月に賞与として支給

6. キャリアパス要件

①キャリアパス要件Ⅰ

- イ) 職位、職責又は職務内容等に応じた任用の要件は「キャリアパス」に定める。
- ロ) 職位、職責又は職務内容に応じた賃金体系は「キャリアパス」及び「就業規則」に定める。
- ハ) 「就業規則」を事業所に備え付け、「キャリアパス」を配布することで周知する。

②キャリアパス要件Ⅱ

- イ) 階層別人材育成計画と目標管理シートを活用し、職員との面談を行う。
計画的に社内研修を実施する。
- ロ) 「階層別人材育成計画」「研修計画」を配布することで周知する。

③キャリアパス要件Ⅲ

- イ) 昇給は毎年4月に行う。「経験年数」と「キャリアパスに基づく知識・技能」に応じてなされる仕組みとする。
- ロ) 「就業規則」を事業所に備え付けることで周知する。

7. 職場環境等要件について実施する項目

①資質の向上やキャリアアップに向けた支援

働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等。

➔職員の資質を向上させるための各種資格や研修等の受講に際して、研修費及び交通費等を支給する。

②両立支援・多様な働き方の推進

職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

➔希望に応じて非正規職員から正規職員への転換を実施。

③生産性向上のための業務改善の取組

タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサーの導入による業務量の縮減

➡タブレットやクラウドシステムを導入し、記録等の業務量を縮減している。

③やりがい・働きがいの構成

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

➡スタッフ全員が集まるミーティングの機会を作ることで、コミュニケーションの円滑化を図る。また、ミーティングや面談で勤務環境や支援内容についても相談、検討を実施していく。